

京都市立病院整備運営事業

「添付資料3-2 要求水準書2 病院施設等の整備等業務」に関する質問

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文										
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表			
1	1	1	1	1						基本事項	参考図として資料集の内にイメージ図等が有りますが、CADデータで提供できるものがあれば提供御願ひできませんでしょうか。	既設北館及び既設本館の現況平面図、敷地測量図、敷地現況図のCADデータについては、できるだけ早い段階で事業者に貸与することを検討しております。ただし、新館のイメージ図については、あくまでもイメージとして作成したものですので、データとして提供することは考えておりません。 また、既設北館及び既設本館の現況平面図は参考図であり、CADデータ上の寸法は、実測等により現状を正確に反映したものではないことを御承知おきください。
2	1	1	1	1						基本事項	参考図として施設配置イメージ図が提示されていますが、新館以降の将来の建替イメージについても提示いただけませんか。	現時点では、新館以降の具体的な建替イメージはありませんが、既設本館の建替の際には、新館の北側に新本館を建設することが想定されますので、そうした将来計画を視野に入れた提案を求めます。
3	5	1	2	1	イ	イ	b			設計業務体制	「300床以上の病院の管理技術者としての設計実績」という項目がありますが、公的病院での管理技術者としての設計実績及び、民間病院300床以上の責任者としての設計実績と読み替えても可能でしょうか。(公的病院では設計の管理技術者をたてますが、民間病院は設計の管理技術者という役目は設計責任者が負う形となります)	管理技術者とは、設計業務の管理及び統轄を行う者です。 民間病院の設計業務において、上記の管理技術者と同等の役割を担う責任者としての設計実績があれば、管理技術者としての設計実績として取り扱うこととします。
4	5	1	2	1	イ	イ	b			設計業務体制	上記が可能な場合、設計責任者としての証明は、どのような形で必要でしょうか。施主のしかるべき立場の方から「〇〇が設計の責任者である」との証明書を発行していただければ、同証明となるのでしょうか。	管理技術者と同等の役割を担う責任者としての実績を確認することができる経歴書等の資料の添付で結構です。 なお、証明書を発行していただければ、それが同証明になります。
5	8	1	2	1	イ	エ	b	e	③	コンピュータグラフィックス	動画の時間はどの程度をお考えなのかお教え下さい	5分程度を想定していますが、地区計画及び景観地区に係る検討・協議等に使用することも想定しているため、連続した5分間の動画を求めているものではありません。詳細は、協議の上決定するものとします。
6	9	1	2	1	ウ	ア	a	b		別途発注工事との調整	「本事業とは別に発注される施工上密接に関連する工事」とありますが、具体的な予定があればご教示願ひします。	新館建設に伴う病院総合情報システムのネットワーク工事などが挙げられます。
7	10	1	2	1	ウ	ウ	b	a		計画敷地外での病院発注他工事	具体的な予定があればご教示願ひします。	現時点で具体的な予定はありません。
8	15	1	2	1	エ	ウ	b			備品等の選定及び提案	新館部分のエントランスホールとは、どこをさすのでしょうか。	新館1階北側の時間外入口からエレベーターホールにつながる一連の空間を指します。 なお、備品等の選定及び提案におけるエントランスホール及び外来待合は、既設本館部分も含むものとし、要求水準書を修正します。
9	38	1	2	5	イ	エ	c			既設の電波障害防除対策設備	既設の電波障害防除対策を行った、対象範囲についてわかる資料は開示いただけますでしょうか。	できるだけ早い段階で事業者に貸与することを予定しております。
10	40	1	2	7	イ	ア	f			既存設備の詳細	既存建物の設備状況が把握できる図面、系統図等は、入札参加者に示すとありますが、いつ開示いただけますでしょうか。	できるだけ早い段階で事業者に貸与することを予定しております。
11	44	1	3	2	エ					中圧ガス	事業開始時点の敷地内設置の架設地区ガバナの位置がわかる資料は開示いただけますでしょうか。	参考資料「地区ガバナ位置図」を御参照ください。

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文										
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表			
12	44	1	3	3	ウ					既存本館改修工事	「工事完了した部分から順次引渡しを行うものとする」とありますが、検体検査室の引渡しはPFIによる検体検査運営開始(H25.4)までに終了、もしくはそれに合わせて行われると考えてよろしいですか。	検体検査室に関しては、検体検査業務に影響のある改修を想定していません。なお、検体検査業務は、平成26年4月から実施することとしております。要求水準書を修正し、業務開始時期を明記します。
13	45	1	3	1	ア					対象敷地	敷地測量図、敷地現況図、既存建物配置図のCADデータがあれば提供御願ひできないでしょうか。	できるだけ早い段階で事業者に貸与することを予定しております。
14	45	1	3	1	イ					整備対象範囲	病院管理区域図のCADデータがあれば提供御願ひできないでしょうか。	できるだけ早い段階で事業者に貸与することを予定しております。
15	62	1	5	1	ア	イ	a			面積規模	バルコニー等の屋外的用途の部分にサービスヤードも含まれると考えてよろしいですか。	サービスヤードなど外部に開放された部分であっても、作業を行うスペースで屋根のある部分は面積に含まれます。
16	63	1	5	1	ア	イ	b	c		既存本館	既存本館2階の改修について「検体検査部門はほぼ現状維持とする」とありますが、それはP57に提示されている仕上例を参考とした内装改修程度を想定してよろしいですか。	既設本館2階の検査部門は、当直室など一部の室の改修のみを想定しておりますが、室の用途の変更及び間仕切りの変更を行わない室に関しては、内装の改修も想定していません。改修の想定範囲は、諸室リストをご参照ください。なお、仕上例は、改修の範囲を示すものではなく、事業者が要求水準を満たす範囲で行う提案を拘束するものではありません。
17	77	1	5	1	ア	ウ	d	a	④	市民情報コーナーや患者図書コーナーのセキュリティ	市民情報コーナーや患者図書コーナーのサービス提供時間(平日8時30分～17時15分)以外は、患者さん等が利用できないようにセキュリティの配慮を行うとの理解で宜しいでしょうか。	患者図書コーナーについては、御理解のとおりです。市民情報コーナーについては、サービス提供時間外は、コーナーの電気を消す程度で、セキュリティの配慮を行うまでの対応は求めません。
18	93	1	5	1	ア	ウ	m	c	表5)	計画の条件、配慮事項	サービスヤードは、車2台以上駐車できる広さを確保するとありますが、車の大きさは、食材運搬に使用している2温度帯の輸送車(3t車)の設定と考えてよいのでしょうか。	病院運営業務、調達業務における提案を踏まえた、事業者の提案に委ねます。
19	98	1	5	1	ア	ウ	t	c	表(職員食堂)	計画の条件、配慮事項	職員食堂でおこなう、地域連携フォーラム等開催後の親睦会には何名位の参加実績があり、開催時間は職員食堂の営業時間内と考えてよいのでしょうか。また、その際にメニューで定められた以外の注文がある場合もあると考えた方がよいのでしょうか。その場合、別途メニューの注文があれば、価格は事前に協議できると考えてよいのでしょうか。	職員食堂の「1)地域連携フォーラム等開催後の懇親会等が行えるよう計画する。」を削除します。要求水準書を修正します。
20	98	1	5	1	ア	ウ	t	c	表(職員食堂)	計画の条件、配慮事項	地域連携フォーラム等開催後の親睦会も、開催時間は職員食堂の営業時間内と考えてよいのでしょうか。	No.19を御参照ください。
21	105	1	5	1	ウ	ア	b	a		耐震性の確保	「大地震時においても機能が損なわれないように計画する。」とありますが、具体的な震度レベル等、想定がありますでしょうか?	設備計画における耐震性は、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」に準拠するものとし、耐震安全性の分類は甲類とします。
22	105	1	5	1	ウ	ア	b	b		災害時の機能維持	2月5日の質問回答No.57で「災害拠点病院として求められる診療機能を維持するために必要な設備及び入院患者への医療・食事の提供を継続するために必要な設備は、災害時においても機能を維持するものとします。」と回答頂いていますが、「診療機能を維持するために必要な設備及び入院患者への医療・食事の提供を継続するために必要な設備」の範囲を明確にして頂かないと、過大な設備投資となり事業費が過大になる恐れがあります。診療機能を維持するために必要な設備及び入院患者への医療・食事の提供を継続するために必要な設備の要求水準を最低満たす範囲をご教示下さい。	参考資料「災害発生時において維持すべき最低限の機能」を御参照ください。

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文										
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	図表			
23	106	1	5	1	ウ	ア	d			既存設備の更新, 修繕	既設本館改修の伴い早急に更新が必要な設備機器が記載されています。それ以外の配管・ダクト・配線類を含む既設設備の事業期間中の更新は大規模修繕(費用負担は病院)に該当すると考えてよろしいでしょうか。	原則として、事業期間中の大規模修繕は想定していません。事業期間中において、施設の機能を維持させるために行う配管・ダクト・配線類を含む既設設備の改修は、事業者負担で行うものとします。
24	114	1	5	1	ウ	イ	c	d	⑤	電灯設備	「省エネルギーに係る業務報告」に必要な機能を設ける」とありますが、具体的にどのような機能と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことのモニタリングとエリア別のエネルギー使用状況を把握することのできる機能、及び「省エネ法」によるエネルギー使用状況の届出や書類作成が可能となる機能を求めます。
25	115	1	5	1	ウ	イ	c	f	①	医療用ネットワーク	2月5日の質問回答No.61で「医療用ネットワークはインターネットに接続可能な別のネットワーク」との回答がありますが、医療用ネットワークは、京都市イントラネットと接続している情報系ネットワークとも別のネットワークとの理解で宜しいでしょうか。	質問回答のNo.61にある「医療用ネットワーク」は「医療系ネットワーク」の誤りです。また、要求水準書の「医療用ネットワーク」を「情報系ネットワーク」とします。要求水準書を修正します。なお、市立病院には、病院総合情報システムのほかに、京都市イントラネットと接続する情報系ネットワークがあり、この情報系ネットワークは、事務系ネットワークと医療系ネットワークに分かれております。
26	125	1	5	1	ウ	エ	c	b	②	新設井戸	「新設井戸の設置も検討する」とありますが、現在は井戸は活用されていますでしょうか？ 活用されている場合、既井戸の位置わかる図面、掘削時データ等は開示いただけますでしょうか。	雑用水用井戸として、現在でも活用しております。井戸に関するデータ等については、できるだけ早い段階で事業者に貸与することを予定しております。
27	128	1	5	1	ウ	エ	c	i	①	調理機器設備	調理機器は災害時でも利用できると思いますが、熱源を利用する機器については2種類以上のエネルギーで構成すると考えてよいのでしょうか。	2種類以上のエネルギーで構成することを求めているものではありません。また、すべての機器が災害時においても利用できることを求めているものではありません。災害時においても、食事の提供に支障を来さないシステムの提案を求めます。
28	132	1	5	2	ア	ア				規模	宿舍約1500㎡とありますが、建築基準法上延べ面積1400㎡～1600㎡の範囲と考えるとよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、バルコニー等の屋外的用途の部分が、建築基準法上の延べ面積に含まれる場合は、当該部分の面積は含まないものとします。
29	133	1	5	1	キ	エ	a			新規調達範囲	資料7の備品等調達リストはいつご開示いただけますでしょうか。	質問に対する回答の公表と同時に公表させていただきます。
30	140	1	5	3						院内保育所	保育所の備品等の記載がございませんが、全て既存のものを使う又は市が直接調達するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	150	1	5	5	イ	イ	b			屋上緑化	既設本館4階屋上の屋上緑化は固定荷重が増加するので、緑化は困難と思われるが根拠はあるのでしょうか。	既設本館4階屋根は、建設当初の設計における積載荷重を、床用:180Kg、架構用:130Kg、地震用:60Kgと設定しています。この設定の範囲内において計画可能な、部分的かつ軽微な屋上緑化を検討し、提案することを求めます。
32									参考B	撤去建物参考図	仮設山留めが、新築工事及び解体工事の双方で必要かどうかの見極めが必要です。中庭地中埋設躯体の正確な位置をお示し下さい。	中庭地中埋設躯体の正確な位置がわかる資料はありませんので、現北館と旧本館の位置関係のわかる図面を参考図として公表します。撤去建物参考図と合わせて御覧いただき、中庭地中埋設躯体のおおよその位置関係を把握していただきますようお願いいたします。
33									資料4	アスベスト現況調査資料	アスベストに関して、保温材等の設備関係資料及び、P.B.C、フロンガス等の資料についてご開示いただけますでしょうか。	保温材料等の設備に関するアスベスト使用状況の資料及びPCB、フロンガス等の資料はありません。既設建物には、「資料4ーアスベスト現況調査資料」に示すアスベスト以外は存在しない前提で入札をお願いします。事業着手後、事業者の調査において、「資料4ーアスベスト現況調査資料」からは想定が不可能なアスベストやPCB、フロンガス等が存在が明らかになった場合には、合理的な範囲において、その処理費用は市が負担するものとします。